

経済財政政策部局の動き

PPP/PFIの推進について

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

土井 海志

背景

PPP（Public Private Partnership）とは、行政と民間が連携して、公共施設の建設、維持管理、運営を行う手法全般のことである。公共サービスに民間の創意工夫等が活用されることにより、財政資金の効率的な使用、サービス水準の向上などが図られる。一方、PFI（Private Finance Initiative）とは、PPPのうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく手続を経て実施する手法である。設計・建設から維持管理・運営に至る、複数の業務を一括・長期で発注することで、効率的な事業実施を可能とするほか、PFI法に規定されている特例規定により行政財産のPFI事業者への貸付等が可能となる。

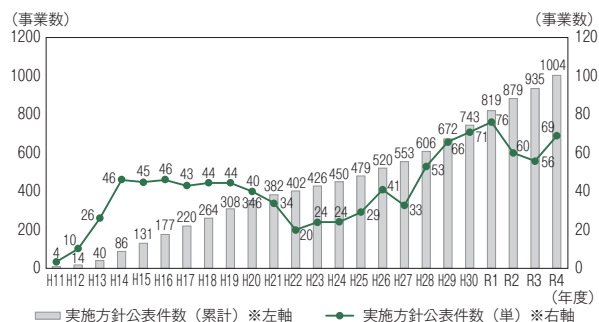
PPP/PFIを活用するメリットとしては、①行政にとって、公共サービスに係る財政負担が軽減され、財政健全化に資すること、②住民にとって、民間の創意工夫を活かした良好なサービスを享受できること、③地域経済にとって、新たな民間の事業機会の創出につながること——などが挙げられる。

PFI法が制定された平成11年以降、PFI事業は着実に増加しており、令和4年度末までに実施された累計のPFI事業数は1004件となっている（図表1）。PPP/PFIは、昨今の厳しい財政事情の中、質の高い公共サービスを持続的に提供するため、一層の活用が求められている。

最新の動向

PFI推進会議¹では、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」について決定した。新しいアクションプランでは、2022年に定めた10年間で30兆円の事業規模目標の達成に向け、次の3本柱で、

図表1 PFI事業の実施状況（令和5年3月31日現在）



PPP/PFIを質と量の両面から更に充実させることとしている。

一つ目は、事業件数10年ターゲットの設定である。PPP/PFIの事業件数を上積みするためには、長期的な視点で、各事業の道筋を明らかにしておくことが必要である。このため、重点分野において10年間で具体化を狙う合計575件の事業件数10年ターゲットを設定した。

二つ目は、新分野の開拓である。社会情勢やニーズの変化に伴い、PPP/PFIの活用により、ビジネス機会の拡大や地域活性化が期待できる分野が増えている。

三つ目は、ローカルPFIの推進である。PPP/PFIの推進には、各地域の多様な主体の参画と連携が効果的である。そのため、幅広い地方公共団体での普及に向けて、地域経済社会に多くのメリットをもたらす事業として、地域企業の参画や取引拡大、雇用機会創出、地域産材の活用、地域人材の育成といった特長を有する「ローカルPFI」の推進を図る。

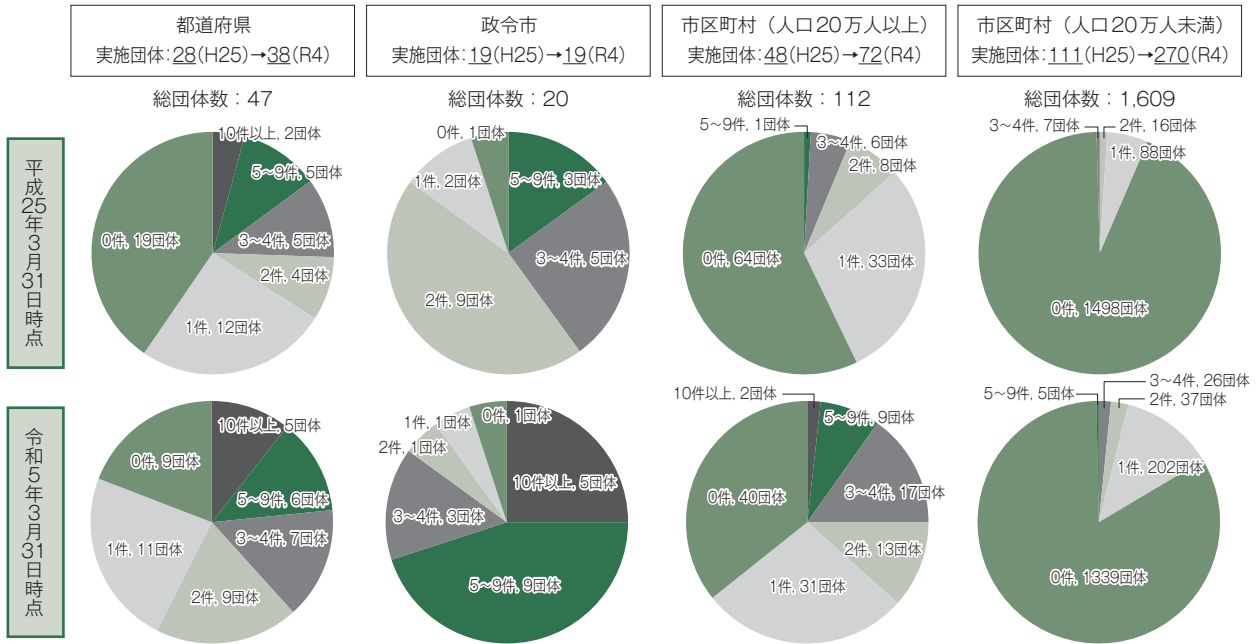
内閣府の取組

PPP/PFIは財政効果の削減だけでなく地域に資する多様な効果が期待されるため、小規模の地方自治体においても、PPP/PFIの活用を拡大されることが望ましい。調査によると、人口20万人以上の地方公共団体ではPFI実施件数は増加している一方、人口20万人未満の地方公共団体では、いまだにPFI事業を実施したことのない自治体が多く存在している（図表2）。また、PPP/PFIは、地域のにぎわい創出により地方創生に資するとともに、地域企業の事業機会の拡大にも資するものだが、PPP/PFIへの参画経験やノウハウのない地域企業も多い。

1 PFI法に基づき、内閣府に設置された内閣総理大臣を会長とする組織。

図表2 PFI事業の実施状況／地方公共団体別事業数

○地方公共団体の種別毎の実施状況

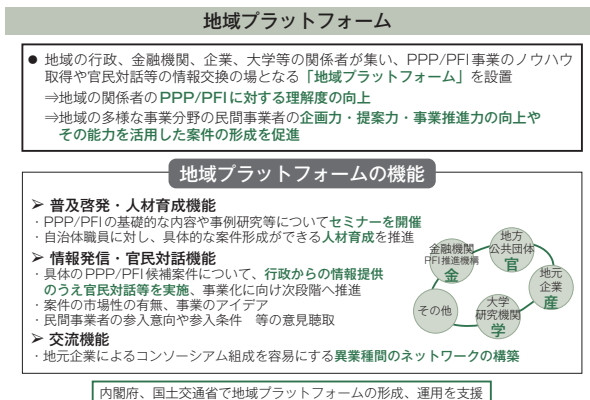


※件数、実施団体ともにH11からの累計数（共同発注の場合には各団体の実績としてカウントしている）
 ※人口はR5.1.1時点を基準とする
 ※一部事務組合が発注する場合、一部事務組合を構成する各団体の実績としてカウントしている。

内閣府は、PPP/PFIに取り組みやすい環境を整備するため、「地域プラットフォームの形成・運営の支援」「地方公共団体におけるPPP/PFI事業の検討を支援する専門家の派遣」「人口20万人未満等、小規模の地方公共団体に対する導入可能性調査費用等への支援」「PPP/PFI関係者の一層の負担軽減や、分かり易さの向上のためのガイドラインやマニュアル等の見直し」「優先的検討規程の策定・運用の支援」といった取組を着実に推進している。特に地域プラットフォームは、地域の産官学金の主体が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う場であり、地方公共団体をはじめ地域の関係者のPPP/PFI

に対する理解の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上を行う場として、PPP/PFIの案件形成において重要な役割を果たしている（図表3）。また、ノウハウのない小規模の地方公共団体や地域企業にとっては、都道府県単位での地域プラットフォームが存在することで、必要な情報を得ることや官民対話を行う際の負担を軽減することが可能となる。このため、内閣府は令和8年度までに全都道府県へ地域プラットフォームの展開を図ることを目標とし、支援や都道府県及び地域金融機関との個別対話に取り組んでいる。

図表3 地域プラットフォームの活用



最後に

今後、国及び地方公共団体の財政状況や組織・人員体制の厳しさが増す中で、良好な公共サービス提供や、地域の賑わい創出、地域課題の解決、民間のビジネス機会の拡大を図り、持続可能で活力ある地域・経済社会を実現していくためにはPPP/PFIの活用が不可欠である。今後ともPPP/PFIの実施状況と地方公共団体からのニーズを正確に把握し、適切な支援を行ってまいります。

土井 海志（どい かいし）